



事 務 連 絡
平成 23 年 5 月 9 日

大 高 正 二 様

東京法務局人権擁護部

被害申告に対する結果について

大高様からの、本年4月20日付け人権侵害調査依頼申請書の件につきましては、検討の結果、人権侵犯事件調査処理細則第7条第1項第2号及び第4号により、救済手続不開始の決定をいたしましたので、連絡します。

なお、当機関の権限は下記のとおりです。

記

法務省の人権擁護機関の一つである東京法務局人権擁護部は、広く国民に人権尊重思想の普及・高揚を図ることを目的とした機関です。

また、人権侵犯の疑いのある事案が発生した場合には、関係者の任意の御協力により、事実の有無を確認し、関係者に対して事案に応じて人権尊重の理念を深めるための啓発を行うことにより、人権侵犯に対する被害の救済及び予防を図りますが、当該人権侵犯に関する申立てが、裁判所に係属しているとき、確定判決により完結しているときは、手続上関与することができません。

【 参 考 】

人権侵犯事件調査処理細則第7条第1項第7号

第7条第1項 人権侵犯事件調査処理規程第8条第1項に規定する申告があったときは、次に掲げる場合に該当する場合を除き、速やかにこれを事件簿に登載して、救済手続を開始しなければならない。

第2号 当該人権侵犯が、裁判所又は裁判官の裁判によるものであるとき。

第4号 当該人権侵犯に関する事件が、裁判所に係属しているとき。

人権侵犯事件調査処理規程第8条第1項

第8条第1項 法務局長又は地方法務局長は、被害者、その法定代理人又はその親族等の関係者から、人権侵犯により被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告があり、人権侵犯による被害の救済又は予防を図ることを求められたときは、申告のあった事件が、法務局又は地方法務局において取り扱うことが適当でないと認められる場合を除き、遅滞なく必要な調査を行い、適切な措置を講ずるものとする。